

平成24年10月定例教育委員会会議録

日 時	平成24年10月19日（金） 午後1時30分～4時20分
場 所	秦野市役所西庁舎3階会議室
出席委員	委員長 望月 國男 委員長職務代理者 高橋 照江 委員 飯田 文宏 委員 内田 晴久 教育長 内田 賢司
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育部長 水野 和成 生涯学習課長 横溝 昭次 教育部参事 大津 道雄 図書館長 石井 勇次 教育総務課長 山口 均 公民館担当課長 井手 則夫 学校教育課長 大津 操 教育総務課課長補佐(庶務担当) 入野 義郎 教育指導課長兼 教育総務課庶務班主事補 川崎 倫明 教育研究所長 杉山 哲也
傍聴者	3名
会議次第	<p style="text-align: center;">10月定例教育委員会会議</p> <p>日 時 平成24年10月19日（金） 午後1時30分</p> <p>場 所 秦野市役所西庁舎3階会議室</p> <p style="text-align: center;">次 第</p> <p>1 開 会</p> <p>2 前回会議録の承認</p> <p>3 教育長報告及び提案</p> <p>(1) 平成24年11月の開催行事等について</p> <p>(2) 平成24年第3回定例会報告について</p> <p>(3) イングリッシュスピーチコンテストの結果について</p> <p>(4) 第25回インターナショナルフェスティバルの開催について</p> <p>(5) 平成24年度全国学力・学習状況調査の結果について</p> <p>(6) 第18回全国報徳サミット御殿場市大会について</p> <p>(7) 余裕教室保管の尾尻洋館の部材の取り扱いについて</p>

	<p>(8) 第26回夕暮記念こども短歌大会について</p> <p>(9) 子どもの事件・事故等について</p> <p>4 議 案</p> <p>(1) 議案第17号 平成25年度秦野市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について</p> <p>(2) 議案第18号 平成25年度秦野市立幼稚園教諭人事異動方針について</p> <p>(3) 議案第19号 秦野市立幼稚園の管理運営に関する規則施行規程の一部を改正することについて</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 放射線量測定及び放射性物質検査の結果について</p> <p>6 閉 会</p>
会議資料	別紙のとおり

望月委員長

10月の定例教育委員会会議を開催いたします。
 お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。
 まず、前回の会議録の承認についてですが、ご意見、ご質問等
 がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。
 なお、秘密会の記録につきまして、ご意見やご質問がある場合は、
 会議終了後、事務局に申し出てください。

—特になし—

望月委員長

ないようですので、会議録を承認とします。
 議事に入る前に、10月1日から教育委員に就任されました飯
 田文宏委員にご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願
 いいたします。

飯田委員

皆さん、こんにちは。
 10月1日をもちまして教育委員を務めさせていただきます飯
 田文宏といたします。改めてよろしくお願いたします。
 教育委員になって2週間少し過ぎたのですが、周りからさまざ
 まな反響があり、この教育委員という職務の重さを実感して
 おります。
 また、私、昨年度、秦野市PTA連絡協議会会長を務めさせて
 いただきましたときに、「すべては子どもたちのために、今やれ
 ることを！」というスローガンのもと、活動してまいりました。
 この教育委員も、全ては子どもたちのために、そしてまた、保
 護者の代表として務めさせていただきたいと思っております。
 また、本当にまだ教育委員というものは右も左もわかりません。

望月委員長

皆様のご指導のもと、頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、教育長報告ですが、(5)の「平成24年度全国学力・学習状況調査の結果」については非公開情報、(9)の「子どもの事件・事故等」については、個人情報が含まれているため、秘密会での報告としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

望月委員長

よって、(5)(9)については秘密会での報告といたします。それでは、「教育長報告及び提案」についてお願いいたします。

教育長

まず、資料No.1をご覧いただきたいと思います。11月の開催行事等でございます。

まず、10月20日から12月2日まで、古墳展示館の秋季特別展、太岳院の遺跡の展示をいたします。平成22年度に調査を実施したものがまとまったことで、展示をするものでございます。

11月1日から4日、秦野市指定文化財特別公開、宝蓮寺、宝泉院、泉蔵寺、それから、昨年指定しました戸川の双体道祖神、二子塚古墳の銀装圭頭大刀等を特別公開いたします。

11月3日から5日まで、第25回はだの子ども野外造形展、これは市民の日に合わせて実施しているものでございます。幼稚園、こども園、保育園、小・中学校の幼児、児童、生徒の造形作品を水無川の河川敷で展示をいたします。ぜひご覧いただければと思います。

11月7日、教育訪問、広畑小学校です。これについても、ご都合がつけば、参加していただければと思います。

11月7日、14日、21日、12月5日と、4回にわたり、児童文学講座「絵本から童話の世界へ」と題しまして、講座を開催いたします。読み聞かせのグループに対応していただきます。

11月8日、9日、いずみの宿泊学習、第2回キャンプでございます。表丹沢の野外センターで実施いたします。

11月9日は、定例の教育委員会会議の予定です。

それから、11月10日、第26回夕暮記念こども短歌大会表彰式がございます。2,346首の応募があったということでございます。

11月12日、学校訪問、大根小学校です。これについても、ご都合がつけば出席いただきたいと思いますと思っております。

11月13日と27日、これは例月実施しておりますブックスタート事業、7カ月児健診の会場で、赤ちゃん、保護者を対象に

実施いたします。

11月14日から18日、第42回秦野市展写真の部でございます。例年行っているものでございます。

11月15日は教員対象の国語教育研修講座でございます。

11月16日、「のびゆくみんなの交流会」、これは総合体育館で特別支援学級に在籍する児童生徒の日常の学習の成果の発表と交流を実施いたします。これについては総合体育館ですが、秦野総合高校の生徒に支援をしていただきます。

11月17日、土曜日ですが、第25回インターナショナルフェスティバル、西公民館でございます。この日に第18回全国報徳サミット御殿場市大会が開催されますので、対応については、今調整をしております。

11月18日、日曜日、第4回いじめを考える児童生徒委員会でございます。もしご都合がつけばご参加いただければと思います。同日、第42回秦野市展表彰式を実施いたします。今年から会場が総合体育館の第1武道場で実施することになります。

11月19日、学校訪問、これは大根幼稚園です。これも、ご都合がつけば出席いただければと思います。

11月21日、2部に分けてありますが、「赤ちゃんといっしょのおはなし会」ということで、昨年、11月に1回実行しているのですが、今回は2回ということ、前回実施したのは4月20日でございます。

11月22日、県の公民館館長研修会は大和の渋谷学習センターというところで実施されます。

最後になりますが、11月24、25が西公民館まつりです。これも、ご都合がつけばぜひご覧頂けたらと思っております。

資料No.2以降については、部長、課長から説明をさせます。よろしく願いいたします。

それでは、資料No.2について、私からご説明をさせていただきたいと思っております。

市議会第3回定例会についてのご報告でございます。

前回、9月21日の教育委員会会議におきまして、中間報告として、一般質問、決算特別委員会の一部についてご報告をさせていただきました。それに引き続いての部分についてご報告をさせていただければと思っております。

8ページをご覧いただきたいと思っております。決算特別委員会、タイトルに「総括」と書いてあるかと思っておりますが、決算特別委員会総括の質疑と、教育費款別の質疑という形で2つに分かれてい

教育部長

ます。総括は教育長が答える方式ですが、吉村議員と村上議員のお二人から学校防災計画、幼小中一貫教育について、ご質問がございました。

次に、決算特別委員会でございますが、9人の方からご質問がございました。具体的に言いますと、質問が15件、要望が8件です。9月20日、10時頃から12時、2時間にわたって、教育費の23年度の決算についてご質問がございました。

10ページをご覧いただきたいと思いますが、吉村議員から、大学生の表彰制度についてご質問がございました。大学生のボランティアについて、表彰することはできないのかというご質問でございました。

それから、12ページ、村上議員、これはご要望でございますが、幼小中一貫教育研究事業費として、予算が少ない。それから、幼小中一貫事業としての項目を設けて、その下にさまざまな事業が明記される形をとったらどうかというご要望がございました。

それから、13ページですが、上から2段目、教職員の服装についてということで、前回、この中身について触れさせていただいております。

それから、14ページで、9月20日、高橋文雄議員でございますが、いじめ・不登校対策事業費ということで、「保護司の立場から見ると」という視点で、問題行動を起こした生徒や不登校生徒の卒業後の追跡調査をしたらどうか、それが自立、更生につながっていくのではないかとご質問がございました。

詳細についてはご覧いただきたいと思っております。

それから、16ページでございます。文教福祉常任委員会についてご報告させていただきたいと思っております。

ここでは、秦野市なでしこ会館の条例を廃止する議案第28号で、文教福祉常任委員会へ付託されたものでございます。

それで、なでしこ会館のことについて、いろいろご質問がございました。結果として、賛成多数で可決という形をとっております。今、なでしこ会館の廃止に向けて、担当課で周知等について、取り組みをさせていただいているところでございます。

それから、これには書いてございませんが、10月16日に所管事務調査ということで、文教福祉常任委員会全員が、南が丘小学校と南中学校について、授業風景、施設の見学等をされてございます。その中で、南が丘小学校においては、給食体験もされております。時間にしますと12時から、15時半ごろだったと思いますが、2カ所の学校を視察されたということをご報告させてい

教育指導課長

たきます。

「(3) イングリッシュスピーチコンテストの結果について」、ご報告させていただきます。資料No.3です。

市民自治振興課の主催で、9月16日の日曜日、午後ですが、文化会館小ホールで開催されました。14名の中学生のスピーチがありまして、望月教育委員長が審査委員長を務められて、1位から8位までが選ばれました。また、観客が選ぶオーディエンス賞もありまして、それも1名が選ばれました。

内容的には、それぞれの生徒が日ごろ感じている思いや考えを英語で発表して、観客も100名以上の観客が来場され、大変盛り上がりを見せました。

昨年度から、内容も表現の仕方もレベルが上がったと審査員の方々にも聞かれていましたが、このコンテストが今後さらに発展していくことを感じさせる、大変よいコンテストになりました。

なお、副賞としまして、1位から3位までの生徒、来年3月の終わりに、坡州市への訪問が、副賞としてついています。

教育委員会とのかかわり方ですが、実行委員会に、私と担当指導主事がかかわりつつ、当日は採点係として課長、指導主事合わせて3名が参加をしております。

続きまして、「(4) 第25回インターナショナルフェスティバルの開催について」、ご報告します。

秦野市立中学校の生徒が英語への興味・関心を深め、外国の人たちと触れ合いを持ち、異文化理解、それから国際感覚を磨く。それから、英語を自分で使ってみるということで、今年も11月17日土曜日、西公民館で午後開催いたします。

中学校の教育研究会英語部会が中心となって進めておりますが、名古屋指導主事が主導しながら準備を進めているところです。

内容は、英語のスピーチ、それから坡州市英語村の報告、これも英語で報告する予定になっています。それから、外国人ゲストとの交流をしていく準備をしています。予定では、生徒が100名、教師が30名、外国の方が50名、大体180名と思っています。

なお、外国の方は、本市のALT、東海大学、上智大学の短期大学部を初め、ほかにもいろいろな大学の方々、留学生にも協力をお願いしているところであります。

ご都合がつけば、ぜひ足を運んでいただいて様子をご覧になっていただけるとありがたいと思っています。

生涯学習課長

私からは、資料No.6、資料No.7をご説明させていただきます。

初めに、資料No.6の「第18回全国報徳サミット御殿場市大会」についてでございますが、この報徳サミットは、6月教育委員会議の中で、来年度開催いたします「第19回全国報徳サミット秦野市大会」についてご報告させていただきましたが、今回は、「第18回全国報徳サミット御殿場市大会」について通知がございましたので、ここでご報告させていただきます。

お手元の資料を見ていただければと思いますが、第18回の御殿場市大会については、11月16日金曜日、17日土曜日と、2日間、御殿場市の御殿場市民会館等で開催されます。参加市町村については、全国報徳研究市町村協議会加盟18市町村が参加する形になってございます。

レジュメを見ていただきたいのですが、この2日間の行程については、裏面に記載してございます。

1日目については、11月16日金曜日でございますが、この中では市町村協議会の総会、それから報徳サミットの交流会が予定がされております。これには市長が出席していただくことになってございます。それから、2日目については、11月17日土曜日でございます。会場は御殿場市民会館ということになってございます。これについては、基調講演、報徳のまちづくり、パネルディスカッション等が予定されております。2日目の11月17日土曜日については、実行委員会の委員の皆様から、教育委員や社会教育委員にも参加していただきたいということで考えてございます。この件については、ご都合のつく場合には教育委員にも参加していただきたいとお話しさせていただきました。

それから、第19回の秦野市大会で、組織団体ということで、次のところに資料をおつけしましたが、19回の秦野市大会の実行委員会について、10月15日に第1回の協議会を開催いたします。教育委員を代表して、望月委員長に出席していただきました。実行委員会については、各団体の代表で構成し、サミットの開催に向けて取り組んでいきたいと考えてございますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

続きまして、資料No.7です。「尾尻洋館の部材の取り扱いについて」ですが、尾尻にありました旧梅原邸の部材について、平成9年に保存会との覚書により、現在、末広小学校に運び入れて、文化財の資料として保管してございますが、既に15年が経過している状況でございます。

末広小学校においても、きめ細かな指導、特別支援教育等の実施に向けてスペースを確保したいというお話を聞いてございませ

図書館長

て、旧梅原邸の部材も含めた文化財資料の移転について、生涯学習課で現在検討しているところでございます。

その中で、旧梅原邸の部材についても、15年経過している中で進展が見られないということから、撤去や処分したいという旨を、再建の会及び保存する会に対して、先日通知をさせていただきました。

具体的には、今後、各団体と交渉させていただきながら進めていくこととなりますが、教育委員にはご承知おきいただきたいということで、ご報告させていただきました。

それでは、次第の「(8)第26回夕暮記念こども短歌大会について」、ご説明いたします。

資料No.8をお目通しいただければと思います。第26回になります「夕暮記念こども短歌大会」については、市内在住、在学の小学4年生から中学3年生の児童・生徒が対象となります。今年度は1人1首ということで、募集を学校関係者をお願いしてございます。

今回について、この資料6番の応募状況からご説明いたしますと、小学生の部では応募人数が1,546、応募作品数が1,546首、中学生が、応募者数が800、応募作品が800首、合計しまして、2,346人、2,346首の応募がございました。

記念大会の表彰式については、7番にございますように、11月10日土曜日、午後1時半から視聴覚室において表彰をいたします。

表彰の対象については、秦野市長賞が2点、教育長賞が2点、図書館長賞が2点、選者であります村岡嘉子先生の選者賞が2点、あとご協力をいただいております秦野中ロータリークラブ会長賞が2点、佳作が40点、合計50点が表彰対象になります。

細かい作品応募等の内訳の人数については、各小学校部別、中学校別の報告がございます。また、作品全体の応募については、今回は2,346、昨年が1,949と数も増えてございます。

ありがとうございました。

それでは、「子どもの事件・事故について」は、秘密会ということで、教育長報告に対するご質問、ご意見がありましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

それで、(2)の議会の報告については多くありますので、これ1つに絞って、ご質問・ご意見をいただいて、次に一括して残りの案件に移りたいと考えておりますので、よろしく願います。

望月委員長

内田委員

それでは、議会は前回も一般質問等については出ましたが、何かありましたらお願いします。

11ページですが、要望の下から2つ目の「無形文化財について」というところで、「無形文化財としてオリジナルを保存することは」というところ、この「他の団体がアレンジしている場合」という、この辺の意味がうまく受け取れないのですが、説明をお願いします。無形文化財で保存をするということは、何かイベントみたいな形ということによろしいのでしょうか。

生涯学習課長

これは、主語がありませんが、無形文化財ということで、これは指しているものは「ささら踊り」でございます。地元でやっていただいているのですが、別の団体がアレンジした形の中でこれを踊られるということでの意味です。

内田委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

望月委員長

ほかにどうでしょうか。

飯田委員

幼小中一貫教育ですが、一昨年度、検討委員会に出させていただいたときに、「フリプリ」や「実践アイディアハンドブック」等がつくられているというのを聞いて、私も見たのですが、現在、そういったものは発表されているのでしょうか。

教育指導課長

今、お話いただいた「フリプリ」等の学習教材、小中一貫のそういうものについては、各学校で使っているものです。

使い方は、自分のできるところに戻れるとかです。まだ、お渡ししていないのですが、昨年度、小中一貫の社会科の資料集等をつくりましたので、今後活用していくということで、準備をして、対応しているところです。飯田教育委員にも早速用意したいと思っています。

望月委員長

ほかにいかがでしょうか。

高橋委員

9ページ、1番の佐藤議員の質問で、預かり保育についてですが、預かり保育の周知について、回答で「願書配布時や入園申込時に説明をしている」となっているのですが、それよりも前に、就労などの関係で幼稚園や保育園で迷っている方もいると思うのです。例えば、「こういうふうな預かり保育もあるんですよ」ともっと前に周知するような必要はないのでしょうか。

教育総務課長

通常2時半までの保育時間を超えて、5時まで預かり保育を行っています。お昼御飯がないときは11時半からということになりますが行っています。

その中では、どの時点でというお話でしたので、年少から年長に上がる方はもう知っていますので、新しく入って来られる方は、10月15日から願書の配布をしております。その中でというこ

とを入れていると回答をさせていただきました。

今、高橋委員が言われるように、確かにホームページ等で周知をしているわけですが、未就園児の体験などもございますので、そういった機会も捉えて周知したいと思います。

ほかに、どうでしょうか。

それでは、一般質問は前回あったのですが、重要な部分ですので、自分の考えをつけ加えさせていただきたいのですが、阿蘇議員のいじめ対策の出席停止という意見です。私は、以前会議のときに、基本的にはこの活用も一つの方法ではないかと述べました。

ご案内のように、品川区、あるいは橋下市長の大阪市では、いわゆる出席停止をもう少し活用したらどうかという意見があります。私も、基本的にはその考えは賛成です。なぜならば、子どもたちは、もう何でも許されるという風潮があるのです。ですから、私が基本的には賛成の部分があるというものは、これが一つの抑止力になると期待をしたいのです。

しかし、出席停止は、あくまでも手段であるということです。目的は、例えば、いじめた生徒、加害者がいじめをしないようにし、そして、更生していく、そういう目的のための手段として出席停止をかけるということです。

したがって、手段ですから、相当この出席停止期間中は、教育委員会なり各学校内のフォローがきちんとできなければいけないと思います。そうしないと目的にならないのではないかと考えているわけです。

それで、このいじめの場合の出席停止は、全国的に見ても非常に少ないのです。なぜなら、加害者、被害者の区別が難しいからということです。親もなかなか認められないという難しさがあるということは、全国的にもあるのです。

ですから、なかなか安易にかけることはできないのですが、一つは学校なり教育委員会がガイドラインをある程度つくっておかないといけないと思っているわけです。そうしないと、対応に乱れが出てしまうということが出てくるわけです。これを積極的に考える際には、ぜひ各学校なり教育委員会がガイドラインを作成しておく必要があると思うわけでありませう。

それから、11ページの吉村議員の子どものいじめの人権委員会は、効果は認めるが、この事業を強調し過ぎではないかということですが、要するに、子どもの人権委員会は何であるのかと。これは子どもの力を生かした予防的な取り組みだということですから。その視点をきちんと押さえておかないといけないのではない

かと思えます。子どもの力を生かした予防的な取り組みです。

したがって、この点については、ここ2～3年続いていますので、きちんと検証して、各学校では、これをもとにどう取り組んでいるか。どのような成果が出ているか、どんなようなことを改善していけばいいのかを、一応整理しておく必要があるのではないかと考えているわけでありませう。

それから、佐藤敦議員の教師の服装について、教員自身がモラルを持ってほしいとありますが、この「モラル」というのはどういう意味ですか。つまり、個性を強調し過ぎていて、自分の好き勝手な服装をしているのか。その辺の佐藤議員が考えているモラルは、どんなふうを考えているのかということ、もしわかっていたら教えていただきたいと思えます。

いずれにしても、服装というのはそれぞれ個性を発揮することは、基本的には大事だと思えます。しかし、それはプライベートで発揮すればいいのであって、学校の教育の部分では、個性の発揮といえども、TPOに応じた服装という基本的な、大事なものがあると思うのです。

教育部参事

佐藤議員のモラルというところで一言お話をさせていただくに、教育公務員の使命、果たすべき基準が、やはり教育の目が学校に注がれている中で、一定のものがあってしかるべきです。服装はこうでなければいけないとか、当然どこにも規定されているわけではありませうが、子どもたちに指導する立場である教育公務員としての教職員は、やはりこのところはきちんと守るべきものはあるのではないかと。そこはやっぱり自覚させるべきではないかなということをお話しされていたかなと思っております。

教育長

具体的に言いますと、Tシャツに短パンにビーチサンダルで車から降りてきたそうです。教員が生徒に対して「制服着用」ときちんと伝えようとしている中で、通勤途上とはいえ、いかにもラフすぎるのではないかと。それからもう一つ、車運転は、法律上かかるとあるものでなければいけないわけですね。少なくとも、ルールはルールとして、それは「モラル」という言い方だったのですが、ルールはルールとしてきちんと守って、その上で生徒指導ができるだろうと、こういうようなことを言っておられる。

ですから、学校には、部長、参事を通してそういうことなので、どこの学校とわかっているわけですから、そうした指導を既にしているということですね。

望月委員長

ぜひよろしくお願ひします。私も教育委員会にお世話になっていたとき、研修会の講師は、「きょうは公の研修ですから、私は

服装もきちんとしてきました」と言うのです。「ところが、先生たちは何だ」と講師から指摘されて、非常に苦い経験があって、その場で謝りまして、何とかその日は講演会をやっていただいたという経験があるのです。なかなか意識の改革というのは簡単にいかないから、息長くやっていただければと思っています。

ほかにございますか。

内田委員

今、委員長から話題になった出席停止についてですが、これはまさに、しっかりと制度化できればいいと思います。そのときに注意しなければいけないのが、例えば出席停止にしたときの期間をどれぐらいとるかということと、その期間のその子自身についての学習のフォローです。そのあたりもしっかりと決めておくことがポイントになるという気がいたしました。

もちろん、停止の対象となるのは、どちらが加害者でどちらが被害者かとわからない場合もありますので、何かそういう制度みたいなものができれば、いろいろな場面でそういう効果を生かせるのかなという気がいたしました。

教育長

今のお話の出席停止ですが、制度上、市の中で出席停止と既に定めてあって、ただし、その結論を出すのは教育委員会です。学校長の申し出によって、教育委員会が最終的な結論を出します。

ただ、全国的な事例として、非常にこの運用について慎重になっています。それは、言い方は悪いのですが、安易にこれを実行しようと思えば、端からやっちゃうことが可能です。そうしますと、子どもの教育の保障はどうするのだと、そこに議論が必ず行き着いてしまいます。

大阪が、積極的にこれを活用していくというお話がありましたが、その後、具体的な動きとしては見えていません。やるとすれば、先ほど委員長がおっしゃったような一定の基準を持って、その基準に当てはまるかをきちんと整理しておきませんと、その時々の人によって判断が変わってしまうということが非常に恐れているところです。

ですから、どういう形でというものを少し整理して、改めて示して、「こういう場合には」ということをやってみたいと思うのですが、事務局で検討をしてみたいと思います。

望月委員長

私が校長の時、校長の判断で「しばらく家で反省をしたらどうか」ということで、1週間の自宅謹慎をやりました。

そうすると、親子の関係がうまくいって、親がきちんとコントロールできる家庭では子どもが家できちんとできます。しかし、もう家庭がばらばらな子どもが多いわけです。そうすると、2～

3日たったら学校に登校してしまうのです。家にも居ても飽きてしまったということで。それから、親も「もういいじゃないか、学校に行かせたって」と、学校に言ってくるのです。

それから、こういうことを聞いたことがあるのです。生徒が正面玄関に来て、携帯を持ってきて、それでカセットを大きく鳴らしている。先生が注意すると、「いいじゃねえか。おれたちは出席停止させられているんだ」、あるいは「自宅謹慎になっているんだ。だから、学校へ入ってないじゃないか」と、こういう論法で来る。これは、かつて秦野市内の、昔ですが、学校でも経験したことなのです。

私も、個人的には2回経験しているのです。その経験の1つは、対生徒、暴力事件を起こしてしまいまして、それから自宅謹慎になりましたが、これは家庭がしっかりしていた。それから、家庭がしっかりしていないと、2日休んで、3日目から学校に来てしまうのです。それでスピーカーを使って、大声を出すということをやります。

ある近隣の校長先生に聞いたら、「うちの学校は、そういうときが来たら、全部パトカーに来てもらって、乗せてってもらうんだ」ということを、それは市の教育委員会の方針と思うのですが、そこまでやるのもどうかということ、そのとき思ったこともあるのですが、いずれにしても、なかなか大変だということをお我々はまた十分知っておく必要があるのではないかと思います。しかし、この制度を上手に活用するということは考えてもいいかなと思っています。

教育指導課長

先週、神奈川県の主幹課長会議がありまして、このことについて話題になりました。全国で、30件ぐらいの中で今までであるということです。逆に、やはり今お話があったように、そのいじめをした生徒、加害生徒の懲戒のためにやるのではないというのが一部にあるわけなので、まずは被害者の安全確保と、それから加害者のほうはそれを反省して、学校に戻すための指導ということになりますので、お話にあったように、家に置いておけばいいということではなく、その間は臨床心理士が配置されたり、指導主事が行ったり、それから学校の教員が、要するに学力保障が必要になるので、そういうこともやる。そういう条件が整った段階、なおかつ、保護者の協力も得られないといけないということで、ガイドラインについては、ちょっと研究してみたいと思っています。きちっとはいかないかもしれないと思いますが。ただ、神奈川県全体、他市とも情報交換しながら、秦野市のガイドラインに

望月委員長

ついて検討していきたいと思います。

はい、よろしくお願いします。

高橋委員

ほかにどうでしょうか。

13ページの生ごみ処理機についてですが、これは給食の残飯を処理するための生ごみ処理機ですね。今度新しくクリーンセンターが稼働しますと、今までとは違ったことができるかなと思うのです。そのクリーンセンター稼働に合わせて、今までどおり生ごみの残飯の処理がいいのか、それとも、こちらのほうに一般ごみとして出せるのか、検討する必要はあるというか、いかがでしょうか。

学校教育課長

生ごみのご指摘でございますが、現在、市長部局では、ごみの減量ということで、6分別19品目を初め、剪定枝の分別、生ごみの分別ということで、モデル地区を設けて分別をしているわけでございます。なるべくごみの量を減らそうということです。一般ごみの中には約49%近くが生ごみでございまして、ごみを減量するには生ごみを何とか減らそうということです。そういう施策で今現在も動いている状況でございます。

したがって、我々委員会といたしましても、学校から出る残飯等についても、やはり今のやり方と同じように、生ごみ処理機によってごみの減量を図っていくこととなります。

もちろん、ごみの減量だけでなく、児童生徒の食育、ごみの減量の啓発等々にも結びつけていくということで、とりあえず新しいクリーンセンターとはまた別にこの施策はやっていくつもりでございます。

高橋委員

生ごみ処理で出たものを肥料として、何か使用したりとか、学校の畑に使ったりということはされていますか。

学校教育課長

できた堆肥については、まだ一次処理でございますので、完全な堆肥ではございません。そういったことから、希望される保護者、農家の方がお持ちになって、二次まで発酵させてお使いになっているというのがほとんどでございます。

しかしながら、やはりそういう生ごみからできた堆肥化物を学校の花壇等に使って、それも教育に使っていきたいということで、現在取り組みを始めたところでございまして、そういった方向に向かっているかというふうに思っています。

望月委員長

ほかにどうでしょうか。

それでは、定例会報告については以上とさせていただきます。

次に、5つ一括して、質問、ご意見、受けたいと思います。いかがでしょうか。

飯田委員

スピーチコンテストとインターナショナルフェスティバルは、全く別組織、別の運営なのでしょうか。また、スピーチコンテストに優勝した人がフェスティバルで英語によるスピーチをするとか、そういうのはないのでしょうか。

教育指導課長

スピーチコンテストは主管課が市民自治振興課で、教育委員会の事業ではございません。その開催結果のカラーのものの裏側を見ていただきますと、そこに開催のほう、この事業についてはいろいろな教育団体が一緒に実行委員会をつくってやっています。

ただ、教育としては非常に大事な部分で、今回も、子どもたちの学校で、友達も含めて、先生たちもたくさん来て、英語のスピーチを聞いていますので、秦野の英語教育の底上げとっていいのか、話すことへの興味・関心、そういうことについて非常にありがたいと思っていますし、協力してやっている事業です。

インターナショナルフェスティバルについては、まさに望月委員長が最初やっていらっしゃった部分ではあるのですが、教育委員会の主管ですが、教育委員会が委託している中学校の教育研究会という英語の先生たちが子どもたちに英語でしゃべる機会、外国の方たちと触れ合って、英語について、もっともっと取り組んでいきたい、話していきたいなということを目指して、今年が25回目になるという歴史のある取り組みで、ずっと西公民館で行っています。

全く関係がないわけではなくて、インターナショナルフェスティバルで、英語のスピーチコンテストで優勝した子たちも含めてスピーチをしていただくということも準備をしているということでもあります。

望月委員長

イングリッシュスピーチコンテストとインターナショナルフェスティバルの関連、両方少し関連がある事業ですので、この2つについて、質問、ご意見はありますでしょうか。

高橋委員

イングリッシュスピーチコンテストですが、今度、自治振興課に移りましたね。学校の先生は、どの程度かわかりを持って、指導していらっしゃるのかを教えてください。

教育指導課長

教育指導課と教育研究所の指導主事、英語の担当がおりまして、その指導主事が学校に対しての投げかけ、コンテストの要領を配るとともに、英語の先生方に「ぜひ声をかけてくれ」と。子どもたちに「出てみたら」と声をかけることが1つと、実際に出たいという子たちが文章をつくるわけですが、やはりスピーチに合った文章というものがありますので、それについての指導をしても

望月委員長
内田委員

望月委員長

教育指導課長
内田委員
教育指導課長
内田委員
望月委員長

らう、さらにはALTの人たちが学校に来たときに、「ちょっと聞いてよ」と聞いてもらって、「発音等、直してあげるよ」という指導をしていただいています。

そんなことで、当日は、英語の先生方、校長先生たち初めたくさん来ていただいて、「指導のたまものですね」という話を私もしたのですが、今、一緒にやっているというような状況です。

よろしいでしょうか。ほかにどうでしょうか。

インターナショナルフェスティバルの英語版のほうですが、下のほうに「TRANSPORTATION FEE: ¥3,000」とあるのですが、この3,000円という金額は、これは、留学生が何か自己負担しなければならない金額ということでしょうか。

これは、あちこちの大学の学生も参加する、東京の大学なども参加したり、あるいは東京からゲストで来ていただいたりしていて、その参加費として交通費、そして謝礼も含めて3,000円を一人一人に支払うと、そういうことです。

交通費ということで計上しております。

留学生が払うのではないのですね。

こちらから支払いするということです。

そういうことですか。わかりました。

英語ではこれをTransportationという表現をして、交通費、それから謝礼も含めてです。

英語スピーチコンテストは、かかわらせていただいて、この実行委員会の副委員長、それから、審査員の委員長を務めさせていただいているのですが、去年に比べると、課長がさつき説明されたように、大変上手になっています。

それから、昨年度のスピーチコンテストは秦野ロータリークラブが加わり、お金も出してくれて、今年は、私の立場から、あちこち団体にお伺いしまして、協力を求めまして、丹沢ライオンズクラブが協力していただいて、また、お金を少し出していただいています。

来年度は、さらにいろいろな各団体、国際ソロプチミストもかかわっていただき、さらにこれを広げて、市民に行き渡るようなスピーチにしていきたいと、実行委員会では、そんな願望を持っているところです。

秦野は、スピーチコンテストが、市長部局がリーダーシップをとってくれて、教育委員会がそれに協力する。それからもう一つは、11月23日と24日、イングリッシュキャンプ小学校4年生、5年生、6年生を対象にしたチャレンジングキャンプ、それ

が行われて、それも子ども育成課が中心になってやっている。これは他の市町村にはない秦野の特徴と私は思っているわけです。

子どもたちの英語力の向上には、本当に秦野市は教育委員会も市長部局も一緒になって取り組んでいるということ、私は、かつて自分が英語教師をしていた立場で、大変うれしく思っているわけです。

例えば、こういうイングリッシュスピーチコンテスト、インターナショナルフェスティバル、それから小学生を対象にしたキャンプです。こういう子どもの校外の活動、学校外の活動をぜひ学校教育の場で評価する視点も大事ではないかなと思うのです。

学校週5日制になっていますので、土曜日に、例えばボランティア活動に参加する、奉仕活動に参加するとかという子どもたちもいるだろうし、そういう部分も含めて、イングリッシュスピーチコンテスト、イングリッシュキャンプ、インターナショナルフェスティバル、もろもろの団体への参加の活動などを、ぜひ学校教育の場で評価するような姿勢を持つことが大事と思うのです。

また、そういう意識をぜひ学校の先生方にも、既に持っているかもしれないのですが、言われてみるとそうだなという先生方もいらっしやるのではないかなと思いますが、その辺の意識の啓発などもしていただければと思います。

今、実は大学でも、グローバル人材というのが、このところ、急に大きく騒がれるようになってきており、グローバル人材というのは何かという議論もあつたりするのですが、結局のところ、言葉になってくる。英語になってくるのです。

英語ができればいいかということだけではなく、大学を出て、卒業して就職して企業に入ったときに、その企業の仕事の内容も随分大きく変わってきているところがあり、企業が求める人材と、大学の就職部が考えているイメージが、だんだんずれてきていると言われており、要は、もう企業の活動の中でも、例えば工場が欧米やアジアにあつたりします。結局、共通語が英語になってくるということで、簡単な打ち合わせからしても、何かあるにしても、もう国際化がものすごい勢いで進んでおり、大学の教育に対して、文部科学省が非常に強く、言葉を中心とした意識改革、グローバル化に向けた意識改革を展開してほしいということが出てきております。

これは、大学で語学教育といっても、ある意味、時遅しといった面が多々ございまして、高校あるいは中学からのこういう実用的な英語、スピーチコンテスト等です。こういうところでしゃべ

望月委員長

れるような能力は、非常に後々役に立ち、今後もますます役に立つことが多くなっていくという気がしております。

せっかく、こういう取り組みは中学校、もちろん小学校からでもいいと思うのですが、ぜひこれからも力を入れてやっていくといいのではないかなと感じております。

大きな夢なのですが、こういう英語学習、今のグローバル化を迎えまして、この英語への取り組みが秦野市の住民のイノベーション、あるいは秦野市全体のイノベーションにつながっていく、それを実は考えているのです。

そうすれば、秦野市の住民、秦野市全体も活性化してくるという、そういう大きな夢もあるのですが、まさに今、内田委員がおっしゃったことは、すごく示唆に富んだことだなと思いました。

ほかにどうでしょうか。

報徳サミットは、私が委員を代表して実行委員にならせていただいているので、必要に応じて、また皆さんに情報を提供していきたいと思います。

ほかにどうですか。

内田委員

資料No.7ですが、尾尻の洋館の部材ということですが、どんなものがあるのか、ちょっと教えていただければと思います。

生涯学習課長

これは、昔のことなのですが、東和エレクトロンという会社がございます、そこの入り口のところに、旧梅原邸の受付という感じで洋館がございました。そこが撤退することの中で、その洋館をどうしようかと議論になりまして、文化財として保存すべきではないかと議論がございまして、実際には保存できないということの中で、解体した中で、部材を学校に保管している状況でございます。

これについては、保存会と再建の会という団体がございまして、そちらから市民に協力願って、再建、再構築したいということがございまして、市でお預かりしている状況でございます。

それに対して、大分時間も経ち、なかなか再建するめどが、立っていない状況がございまして、教育委員会としても、一定の方向を出したいということで、ご通知申し上げたというようなことでございます。

教育長

もう少し言いますと、イトーヨーカドーの先の住宅があるのですが、そこに東和蓄電池という会社があったのですが、その前身は梅原さんが醤油屋をやっておられました。そこに明治の頃の建物ということで、東和蓄電池がそのまま、会社の応接間のような形で保存して使っておられたのです。

そこを東和蓄電池が撤退することになったときに、その建物の評価を「非常に評価が高い」や「そんなでもない」と、いろいろな評価があるわけですが、今ここにあるグループが、何とか残したいという動きをされて、どこかに移築という話もあったのですが、解体をして、部材を市が寄附でもらい、いずれそれを使うときには、その団体がそういうお金を集めて努力するから預かってくれという形で預かっています。

ところが、15年間経ったのですが、再建をする動きが具体的に進まないのです。学校の校舎の2階にしまっているもので、雨等は大丈夫です。ただ、材木ですから、どうしても劣化はしていくとともに、学校もそのままの状態になっていますので、市に所有が移っているものですから、具体的な動きがないなら、処分をさせてほしいという形でお願いをしたということです。

私も、まだ建っている時代に、その本体を見ましたが、柱や階段のカーブの部分、手すりの部分は、昔の何かいい材木を使っているようです。当時は、会社のお客様用の応接間みたいな使い方をされていましたが、途中、一度補修か何かが入ったという話も、当時お話を聞いていました。そういう柱等の必要なものだけを解体をして運んで置いてある状況です。

内田委員
教育長
望月委員長
教育長

建物全部ではないのですね。

全部ではないです。

まだそれが続いているのですね。

組織はあるのですが、実際の活動としては、具体的な動きというのは見えていないです。

内田委員
教育長

観光資源になるようなものではないのですか。

当時そのままの建物を移築してどこかでというような話もあったのですが、解体して、また移築となると億の単位のお金がかかるという話でした。建物自体が、例えば江戸時代以前の文化財的な価値があるのかといいますと、そこまではいかないというようなことでした。

望月委員長

ほかにどうでしょうか。

「第26回夕暮記念こども短歌大会」ですが、市内の小中学生は減っていますが、応募者数が増え、作品の数も増えているということですね。これを見て、図書館長を初め、図書館関係者の努力に本当に感謝したいと思っております。

ほかにどうでしょうか。

—特になし—

望月委員長

それでは、以上をもちまして、教育長報告は終了させていただきます。

きます。

次に、議案に入ります。本定例会には3件の議案が提出されています。「議案第17号 平成25年度秦野市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について」及び「議案第18号 平成25年度秦野市立幼稚園教諭人事異動方針について」は、ともに人事方針についての議案になりますので、先に説明、質疑を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

—異議なし—

望月委員長

はい。それでは、「議案第17号 平成25年度秦野市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について」及び「議案第18号 平成25年度秦野市立幼稚園教諭人事異動方針について」の説明をお願いいたします。

教育部参事

では、「議案第17号 平成25年度秦野市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について」、ご提案いたします。

提案理由ですが、秦野市教育委員会教育長に対する事務委任及び臨時代理に関する第2条第8号の規定により、平成25年度県費負担教職員人事異動方針について、教育委員会にお諮りし、その上で人事事務を進めていくということでございます。

では、人事方針をご覧ください。

「平成25年度秦野市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針」、この人事異動方針ですが、学校の適正な運営を確保し、教育本来の目的を達成するため、次の6つの方針により、適正な配置に努めてまいります。

去年は6つでございました。今年度、(1) (2) (3) (4)については、昨年と同じです。今年度、(5)番のところに「『幼小中一貫教育』を推進するため、県教委と連携した幼稚園・小学校・中学校相互間の異動を進める」というのを、この異動方針に入れました。去年は、2の「人事異動実施要項」に、「小中一貫教育による教育の向上を図る」と入っておったのですが、本市は「幼小中一貫教育」とうたっておりますので、人事異動方針に入れました。

それから、(6)の部分です。その「地域・保護者と連携・協働を推進する『開かれた学校づくり』に向けた人材育成に資する」と。今、学校は今まで以上に地域・保護者と連携・協働が求められる時代になっております。そうした視点にも立って、人事異動を行っていくということで、今回、この(6)を新しく方針の中に入れました。

2についてです。「人事異動実施要項」ですが、(1)から(7)

までございます。(2)のところでは、異動に際しては、性別・年齢・資格・特性・勤続年数等を考慮し、学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるように配慮する。バランスを考えた上で行っていくということでございます。

それから(3)のところでは、「原則として同一校勤務3年以内の者は異動の対象にしない」と。この「原則」というところ、やはりいろいろ諸事情を考えながら対応を行っていく時代に来ていると思っております。

それから、(4)のところでございます。「多年勤続する者については、その能力と適性を考慮して積極的に異動を行う」と。原則、同一校勤務8年を基準として移動の対象とするものであります。これは変わってございません。

それから、(5)の「新採用時から同一校5年以上勤務する者は、8年未満であっても積極的に異動を促す」ということで、新採用の者については、多くの学校でいろんな経験を学ばせようということでございます。

この(3)(4)(5)につきましては、勤続年数に関する事柄ですが、学校教育の活性化、教職員の資質向上の視点から人事を行っていきたいと考えます。

(6)については、免許外の教師をつくらぬようにということで、今そういうことは行っておりませんが、なかなか教職員の配置をするときに、こういう場合も起こりますが、それをないようにするものであります。

それから、(7)の部分は、今年から新しくなりました。昨年までも、中地区の広域人事交流が行われておりました。平成22年度から、新採用後5年経過した者は、初めて異動することになる教員のうち、交流研修を希望する教員、自分是他市へ行って勉強したいという者が対象で、新採用から5年を経過した者がその対象だったのですが、今年度から、教諭及び総括教諭ということで、全ての教員で、そういう意思があるならば手を挙げていきたいと思いますという形になりました。

研修の期間については従来どおり、原則3年ということで、もとの町に戻すことは変わってございませんが、対象者を新採用から5年ということではなくて、教諭、総括教諭になるところが大きく変わったところでございます。

私からは、「議案第18号 平成25年度秦野市立幼稚園教諭人事異動方針について」、説明をさせていただきます。

この教諭の人事方針事務を進めるに当たって、別紙のとおり人

教育総務課長

事異動方針を定めるものでございます。

昨年度から、先ほど教育部参事からございましたが、小中学校
県費負担教職員の人事異動方針がこの10月に出ます。それに合
わせて、幼小中一貫という部分で連携してやっていかなければい
けない部分がございますので、この時期に秦野市のプロパーの職
員ですが、人事異動の方針を定めるということにしました。

基本的な方針でございます。(1)(2)ということで、2点
ほど、要約しますと、適材を適所に配置する。もう1点は、各教
諭の能力と適性に配慮した人事を行っていく。この2点が基本の
方針でございます。

具体的な実施の区分でございます。4点ほどございます。年齢、
勤続等を考慮して、園の均衡を保つ。また、(2)番目としまし
て、原則として、同一園で5年以上勤務した者を対象とする。ま
た、幼保の連携、こういった視点から、できるだけ、こども園、
保育園との人事交流に努める。また、幼小中一貫教育というふう
な視点から、できる限り幼稚園と小学校の相互の人事交流に努め
る。こういった部分でございます。

それでは、2つの議案とも人事異動に関することですので、一
括して、ご意見、ご質問を受けたいと思います。

小中学校の県費負担のほうですが、2番の(6)に、「中学校
については、特に免許教科を十分考慮し」と出ておりますが、こ
れは、中学は教科が分かれているということに関係することだ
と思っておりますが、ここでは1の(5)のほうで、幼小中の相互間の異
動というのがありますが、この場合も、それぞれの免許の問題と
いうのが出てくるように思うのですが、そのあたりはどのような
お考えですか。

ご指摘がありましたように、当然幼稚園から小学校、反対もそ
うですが、交流するに当たっては、免許状を所持していることが
前提になります。そのあたりを十分考慮して、卒業生、例えば6
年生の者、中学に送るにしても、いいのでしょうか、免許状を所
持しているかどうか。それから、免許状を持っていても、中学校
は現在の教科ごとにバランスが保たれておりますので、単純に、
その小学校からの者を送り込むことによって、当然中学の免許保
持者を異動させなければならない。定数が決まっておりますの
で。その辺のところやはり難しさがありますが、しかし、そこ
を意識したところで進めていく必要があると思っています。

その場合、例えば、中学の免許を持っている先生が小学校へ行
くときに、さらに小学校の免許を取ってもらうというようなスキ

望月委員長

内田委員

教育部参事

内田委員

教育部参事

ルアップというのでしょうか、そういったことはあるのですか。

異動に際して免許をとすることは、今のところ考えてございません。免許を持っている者の中から、小学校に行き教育に当たったらよろしいかなと思われる者を人選するというので、免許所持者を中心に選考を考えてございます。

内田委員

具体的には、対象者というのはかなり限られるのですか。それとも、結構多くの先生が免許を持たれているのですか。

望月委員長

副免でやっている実態について、本市は把握していますか。

教育部参事

教科免については、先ほど申しましたように、ありません。自分の教科以外のところを申請しているというところはございません。

それから、例えば、小学校から幼稚園にと考えたときに、どのくらい持っておられるかということですが、各校に、学校の規模にもよりますが、平均2、3人、また、いない学校もございます。

それから、年齢も、教職員の年齢構成もあるのですが、かなり年配の方で、幼稚園の免許を持っている方もいらっしゃいますので、行って、勉強して活性化させるという年齢の方が、いらっしゃるかは、なかなか難しいところもございます。

教育長

幼稚園は市費負担の教員です。小学校、中学校は県費負担の教員です。県の実情を得た上で、その上で両方の資格を持っている教員を対象とするということになりますから、どうしても限られてくるのです。

今、参事が話したように、小学校教員で幼稚園の免許を持っている人というのは、本当にやっぱり少ないです。小中学校で、両方持っている人というのは、これは相当数いるのですか。

教育部参事

そうです。

望月委員長

全国的に見て、小学校の教員の中で中学校の免許を持っている人は約62%です。だから、小学校の先生、中学校の免許を持っている人は多いです。ところが、中学校の先生で小学校の免許を持っている人は約26%ぐらいです。幼稚園の先生、小学校、小学校から幼稚園の先生は、僕はデータを持っていないのですが、全国的にはそうなのです。

これからの小中一貫教育の推進のことで、3つ要望しておきたいと思うのです。1つは、乗り入れ指導についてです。小学校、いわゆる幼小、それから小中の乗り入れ指導についての実態は今どうなっているかということ、これを把握してください。

それから、小中の場合に、学習指導、生活指導、部活動等はどういう効用点があって、どんな問題点があるかということ把握

しておく必要があるかというふうに思うのです。

さらに、秦野市が幼小中一貫教育を目指しているわけですが、この幼小中の教員が、どのような乗り入れ指導を行ったらいいかを、整理しておく。それで、教諭人事の面からスムーズに生かせるためには、幼小中の教員がどのような乗り入れ指導を行っているか。

それから、もう一つは、その乗り入れ指導を行う際の県教委、あるいは秦野市教育委員会はどのような支援をしたらいいか、この4点について、私は整理しておいたほうがいいのではないかと思います。それで、来年度からそういう面についてのことを十分踏まえて、人事の面からの幼小中の一貫教育につなげていく時期ではないかなということも思っています。

教育部参事

中学校社会科の教師が6年生の教室に行つて歴史の授業、それから小学校が中学に行つて、算数の授業など、中1の数学など、免許があるということが前提ですが、そこで授業をやってみて、中学校と小学校の教科書のあり方を肌で感じるということですか。

望月委員長

そういう行ったり来たりの授業ですね。

例えば、中学校の英語の教員が小学校の外国語活動に行った場合に、その中学校ではどういうふうに補てんしているのかということ。そういうことも把握しなければいけない。

それと、教育指導課の指導主事が行つて授業をしてくる、あるいは、研究所の指導主事が行つて授業をしてくるという方法もあるだろうし、地域のボランティアを使いながら、空いているクラスの指導をする、校内でそれが賄い切れているのかということも整理して、そして県教委にはどういふようお願いしたらいいか、市教委ではどうしていかを整理していくということは、これからやっていく必要があるのではないかなと思っています。

ほかにどうでしょうか。

飯田委員

免許ですが、小中の2番の「(6) 免許外教科担任のないように努力するものとする」ということは、現在おられないのですか。

教育部参事

現在はございません。ただ、人事を行おうとしたら、どうしても教職員定数は児童生徒数によって決まり、校長が、どうしてもバランスからいって、この教科は1人しかとれない。しかし、1人ではどうしてもこのクラス数から考えてやり切れないということは、起こり得ることです。

そういうときに、県に申請すると、そういう免許状を授けてもらい、その授業を行えるという制度で、やはり専門外の者が教え

望月委員長

ることは、子どもたちに不利益がありますので、それを避けるということに努めます。あとは、ある教員が病気等で離れてしまうときでも、なかなか臨任で賄えないという、本当に突発的なことですが、そういう対応もする場合がありますが、それをしないように努力し、安易に教科免制度を用いてしないということです。ほかに、どうでしょうか。

—特になし—

望月委員長

それでは、「議案第17号 平成25年度秦野市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

はい。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。続きまして、「議案第18号 平成25年度秦野市立幼稚園教諭人事異動方針について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

第18号は原案のとおり可決されました。続いて、「議案第19号 秦野市立幼稚園の管理運営に関する規則施行規程の一部を改正することについて」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、「議案第19号 秦野市立幼稚園の管理運営に関する規則施行規程の一部を改正することについて」、ご説明をさせていただきます。

提案理由にございますが、この管理運営に関する規程、これは幼稚園の管理運営に関する基本的な事項です。例えば、学齢、学年、休みの期間、そういう基本的なことを定めている規則でございしますが、その規則に付随して、必要な報告、申請等の様式を定める施行規程がございします。これの改正でございします。

実は、具体的なものを変えたものはございしません。文書法制上の整備の中で、改正の規程がありますが、今まで、報告、届出、申請にかかわる文書の様式の一覧を、条文中に表を入れて定めていたのですが、一般的な形として「別紙」というふうな形で、条文の最後にまとめて載せている一般的な形に直す改正です。

それに付随して、例えば、本文中の「報告、届出、申請」という部分を、「報告、届出及び申請」と字句の整備等をあわせて実施をするというものでございします。

入学願書の中の様式の一部を変更しました。それ自体は今回議案にする必要はないのですが、それに伴い、その上位になる施行

規程についても、もとなる規程とあわせて整合性を図ろうということで改正をするものでございます。実質的には内容は変わってございませんので、よろしく願いいたします。

望月委員長

いかがでしょうか。

正式に文言が違って来たということですね。

教育総務課長

文書の構成上、表記の仕方が、「申請」が「及び申請」と変えていきますから、改正する時に、全面を確認する作業があります。その結果として、今の法制上合っていないものは、その点で改めると、そういうやり方です。

望月委員長

どうですか。何かありますか

—特になし—

望月委員長

それでは、「議案第19号 秦野市立幼稚園の管理運営に関する規則施行規程の一部を改正することについて」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

それでは、次に「その他」に入ります。

「(1) 放射線量測定及び放射性物質検査の結果について」、お願いいたします。

教育総務課長

それでは、放射線量測定の部分になります。「その他」のお配りしております(1)になります。その中の教育部所管施設の空間放射線量の測定の結果についてご報告をさせていただきます。

これについては、年度当初に、教育委員会に限らず、「全市的に放射性物質測定に関する計画」を全庁的に決めました。そういう中で、教育施設は、年間3回空間放射線量の測定を行うこととなっております。

その中で、本年度第2回目の空間放射線量の測定を24年9月24日から27日にかけて、幼小中及び公民館、図書館について、合計50カ所で実施をさせていただきました。

細かくて恐縮ですが、昨年度からの計測、それを今回の計測、全部載せさせていただいております。網かけ部分が今回実施させていただいた部分でございます。

例えば、1ページ目の、本町幼稚園になりますが、グラウンドと砂場を行いました。地上1メートル、地上50センチ、地上5センチの3カ所の放射線量を測らせていただいた結果、それぞれ0.03から0.04マイクロシーベルトということで、同様に、一番高くて0.09、低いところは0.03、ほとんどが0.03から0.04というところが多いわけですが、いわゆる除染が必要

な基準値となる数値は0.19マイクロシーベルトとなりますので、ほとんどが大幅に下回っています。

ただ、5ページの最後に、図書館2カ所ほど測量しているのですが、前回のときもお話しをさせていただきましたが、0.09、11年の7月の時点の0.10と高い数字になってございます。

表の真ん中辺に「地表状況」がございまして。レンガタイル、コンクリート、アスファルト、そういった部分については、もともとその物質が持っている放射線の量があり、除染、上を拭いても同じ数字になるということで、土の部分については、全てのところで0.05マイクロシーベルト以下と基準値を大幅に下回っていますので、安全の確保ができていますということでございます。

こういう中で、先ほど年3回ということでございます。学期ごとに行おうと考えていますので、引き続き東海大学から放射線の測定機器をお借りした中で、また3月期中に同様の測定を実施していく、こういう状況でございます。

それでは、学校給食の放射性物質の測定結果についてご説明をさせていただきます。

学校給食の提供食、これの放射性物質の件については、本年4月から行っておるわけでございますが、6月からは東海大学において測定をお願いいたしまして、9月からは東海大学に新たに導入されました高性能の測定機器により測定を始めているところでございまして、現在に至ってございます。

9月分までの全ての学校の測定結果については、前回までに口頭でもご説明いたしましたが、全て不検出という形でございます。

先ほどの「その他(1)」の4枚目のところに、A4判の横で、裏表で資料をご提示させていただいています。本日、お配りいたしましたこれについては、10月の第1週の学校給食の提供食分についての資料でございます。

上から、学校の5つ目のところに、大根小学校というのがございます。大根小学校のところを右を見ていただきますと、放射性物質で放射性セシウム134について、0.59ベクレル/キログラム、放射性セシウム137で0.92ベクレル/キログラムという値が示されております。10月2日から5日までの8日間の学校給食でございます。これが東海大学からご報告をいただいております。

ちなみに、この値についてご説明をさせていただきますと、裏面の3のところでございますが、食品衛生法に基づく国の一般食品、給食がこれに該当するわけでございますが、この基準値が1

00ベクレル／キログラムとなっております。

大根小学校の測定値はこの基準に比べ大きく下回っておりまして、10万分の3.5ぐらいの数字になろうかと思いますが、かなり大きく下回った数字でございます。

また、この値に伴った内部被曝線量、要は内部にどれだけ被曝するかということですが、計算値で0.035マイクロシーベルトと推定ができます。

仮にですが、この被曝線量の給食を365日食べ続けたとすると、1年間で約13マイクロシーベルトということになります。この数値は、国が食品衛生法で定めております年間の被曝線量の基準値が1,000マイクロシーベルトでございますので、比較しますと、1,000に対して0.035でございますので、10万分の3.5ぐらいの数字になろうかと思いますが、極めて、非常に低い値となっていることでございます。

ちなみに、人が宇宙から1年間の被曝線量、これを申し上げますと、2,400マイクロシーベルトと言われてございます。これは1年間でございますので、これが非常に少ない値であるというふうにおわかりになるかと思いますが、また、人間がX線診断を病院でやりますと、1回当たり1,270マイクロシーベルト浴びてございます。CT検査をやると5,000から1万5,000マイクロシーベルト人間は受けます。

以上のことから、この値は影響がないということであると考えてございます。

望月委員長

ありがとうございます。

ご質問、ご意見ございますか。

—特になし—

望月委員長

では、この件は終了させていただきますが、ほかにその他の案件はございますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、ただいまから秘密会といたしますので、関係者以外の退席をお願いいたします。

—関係者以外退席—

[削除]

望月委員長

それでは、終わりにします。ご苦労さまでした。